保障内容の詳細はＰ92から

全国電力生協連火災共済

自然災害から皆さまの財産をお守りします

●さまざまな被害を幅広く保障します！

●建物に関する保障（イメージ図）

【前提条件】加入口数：建物300口（最高保障額 3,000万円）

※1　被害割合が70%以上の場合の保障額です。(被害割合=建物、動産の全体を100%とし、当該被害が占める割合)
※2　詳しくはP93「保障内容について」をご確認ください。

〈共済金の支払額について〉
- お支払いする共済金は、「被害の原因」と「被害の大きさ(被害割合)」によって、ご加入1口あたりの保障限度額が 定められています。(P93「1口あたりの保障限度額表」)
- 被害割合が70%以上の場合は全損(全壊)とみなし、その災害における保障限度額をお支払いします。
- 被害割合が70%未満の場合は被害割合を建物、動産それぞれに算出し、その割合に応じた保障限度額内で、原状復帰にかかる費用を保障します

台風（風害）や集中豪雨（水害）による
被害が頻発しています!!

火災共済のお支払い実績

●被害原因別の請求件数

年度	被害原因			
	風害	水害	その他（※）	合計
2019	**28件**	**24件**	**45件**	**97件**
2018	45件	0件	81件	126件
2017	25件	4件	39件	68件
2016	17件	1件	33件	51件

※火災、落雷、雪害等の自然災害、第三者の行為等のその他災害を含みます。

●お支払共済金の推移

●近年の傾向

床上浸水や土砂流出による建物の損壊など、従来は数年に1～2件であった大きな被害が多発しています。また、強風によるアンテナ被害などの小さな被害も増加傾向です。

温暖化の影響で、台風や集中豪雨などの自然災害はますます激甚化するとの予測もなされています。

●実際のお支払い事例

台風に伴う豪雨で自宅近くの河川が氾濫し床上浸水した。

共済金
550万円
をお支払い

皆さまは十分な保障を準備できていますか?

2019年	台風19号（10月） 台風15号（9月） 九州北部豪雨（8月）
2018年	西日本豪雨（7月）
2017年	九州北部豪雨（7月）

激甚化する台風や集中豪雨、
雪国ならではの積雪による被害、雷による被害…。
私たちの財産はさまざまな自然災害のリスクに晒されています。

被災する前にしっかりと保障を準備しておくことをおすすめいたします。

火災共済で
自然災害に
備えておきましょう。

火災共済は大切な財産を守る仲間どうしの助け合いの制度です。

全国の電力生協
組合員だけが
加入できます。

メリット1 台風、豪雨災害ほか、幅広く自然災害に備えられます。

台風、豪雨災害だけでなく、雪国ならではの積雪による建物被害、火災、雷などさまざまなリスクに備えることができます。

メリット2 1,000円以上の小さな被害から請求できます。

雷による家電製品の焼損、水道管の凍結、強風によるアンテナの倒壊等々…。ちょっとした被害から共済金を受け取ることができます。

メリット3 割安な掛金で加入できます。

- 営利を目的としない助け合いの制度だからこそ実現できる掛金です。
- 全国の電力関連産業で働く14万名の仲間が加入しています。（2020年1月現在）

非耐火建物	耐火建物
1口あたり 年額90円	1口あたり 年額50円

保障内容について

① 保障範囲

1,000円以上の被害から保障！

被害原因			お支払事例
火災等共済金	火災	火災	①配電盤が異常発熱して出火し焼失した。 ②隣家からのもらい火によって外壁が焼失した。 ※もらい火は「失火責任法」により、ほとんどの場合火元である相手方に損害賠償請求ができません。自己防衛のため共済（保険）による備えが必要です。
	自然災害	風害 水害 床上浸水 雷害 凍害 雪害 雹害	③台風で屋根瓦が飛散した。また屋根上に設置していたアンテナが倒壊した。（風害） ④強風でトタンが飛んできて雨樋に接触し破損した。（風害） ⑤豪雨により自宅付近の道路が冠水し、エアコンの室外機が水没した。（水害） ⑥豪雨で川が氾濫し、床上浸水した。（床上浸水） ⑦自宅近くの電柱に落雷があり、テレビ等の家電製品が使用不能となった。（雷害） ⑧大雪により屋根から落雪し、車庫が破損した。また、雪の重みで雨樋が破損した。（雪害） ⑨冷え込みで水道管が凍結し破裂した。（凍害） ⑩降雹により屋根瓦が破損した。（雹害） ※例年、ご請求の90％以上が自然災害による被害です。
	その他災害	第三者の行為 物体の飛来 破裂・爆発	⑪空き巣に窓ガラスを割られた。（第三者の行為） ⑫車の飛込みで門と塀が壊された。警察に届け出たが加害者は発見されなかった。（第三者の行為） ※⑪は、盗難品は対象外 ※⑪、⑫とも警察への届出（受理番号）が必須

地震等共済金

地震や噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没、流出によって共済の対象である「建物」が損害を受けた場合にお支払いします。

〈地震等共済金の一例〉

契約口数（建物＋動産）	損害区分			
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
301口～450口	300万円	200万円	150万円	7万円

※ご加入口数に応じてお支払い金額は４段階あります。（詳細は重要事項説明書Ｐ141をご確認ください。

〈地震保障を重視される組合員さまへ〉

- 地震等共済金はあくまでお見舞金の位置づけでお支払いするものです。
- 地震保障を重視される方は、「火災共済上乗せ　地震保険付き火災保険（P96～99）」とのセット加入をご検討ください。

② １口あたりの保障限度額

被害割合	1口あたりの保障限度額		
	火災	自然災害	その他の災害
70％以上（全焼・全壊）	100,000円	100,000円	12,000円
～	（被害割合に応じて計8段階）		
10％未満（小被害）	30,000円	12,000円	3,600円

●詳細は火災共済事業規約第28条（P139）をご確認ください。

「満口」加入をおすすめします！

- **ご請求の90％以上が被害割合10％未満の小被害です。**
- 加入口数が少ないと、保障が原状復帰費用に満たず不足分を自己負担で補うことになります。（詳細はP95「おすすめ加入例」をご確認ください。）

●特例物件

区分	特例物件	共済金	備　考
建物	門、塀、物置、車庫	各30万円限度	・家屋と同一敷地内にあるものに限る ・物置、車庫はテント張り（ビニールシート等を含む）は対象外 ・塀は敷地内外周の遮蔽機能を有するものであり、土留めや擁壁は対象外
動産	アンテナ	5万円限度	・VHF、UHF、BS、CS、無線、FM、ブースターあわせて5万円限度
	仏壇、神棚	30万円限度	・あわせて30万円限度
	芝刈機などエンジンのついたもの	30万円限度	・あわせて30万円限度 ・営業用・自動車保険で対象となるものは対象外

特例物件は建物・動産とも「20口以上」ご加入で限度額まで保障されます。

- 建物、動産それぞれ契約口数が20口未満の場合は、加入口数に応じて比例減額されます。

ご加入にあたって

いつでも加入・変更できます！

① 共済期間

●**2021年1月1日0時～2021年12月31日**までの1年間です。
※中途加入の場合は、初年度のみ「新規契約開始日～当年12月31日まで」
●次年度以降は自動更新されます。（火災共済事業規約・規則に改正があった場合は改正後の内容で更新）

② 加入できる建物と動産

●組合員１人につき、**２物件**まで加入できます。

建物の所有者	居住者	建物	動産	備　考
組合員または家族※	組合員または家族※	○	○	・別荘は加入可
	その他	○	×	・営利目的（賃貸）の場合は加入不可 ・空き家の場合は管理実態があれば加入可
その他	組合員または家族※	×	○	（例）一人暮らしの大学生の子どもの動産

※家族とは、①扶養している親族または扶養されている親族、②組合員と生計を一にしている親族（勤務、就学、療養の都合上、日常生活を共にしていなくとも生活費、学費、医療費などの仕送りや送金が常に行われている場合を含む）を指します。

③ 掛金と契約限度口数

（1）掛金

・建物の構造区分（非耐火・耐火）によって掛金が異なります。

構造区分	１口あたりの掛金	1口あたりの保障限度額	備　考
非耐火	年間**90**円	100,000円※	・外壁のすべてが①～⑤に該当する場合のみ、「耐火」の掛金でご加入いただけます。 ①コンクリート　②コンクリートブロック ③れんが造り　④ 石造り　⑤ 土蔵造り （例）鉄筋コンクリート造りのマンションや社宅
耐火	年間**50**円		

※１口あたりの保障限度額は、被害原因や被害割合により異なります（P93「１口あたりの保障限度額」）

（2）加入限度口数

建物は「延床面積」、動産の場合はお住まいの「世帯人数」によって加入できる口数が異なります。

〈加入限度口数〉

	契約限度	限度口数	最高保障額
建物	1坪あたり　**8口**	300口	3,000万円
動産	1人あたり　**50口**	150口	1,500万円
合計（建物＋動産）		450口	4,500万円

〈加入限度口数の計算例〉

（例）建物：115㎡＝35坪（★1坪＝3.3㎡小数点以下切り上げ）
世帯人数：2人

・建物は35坪×8口＝280口限度
（最高保障額2,800万円）
・動産は2人×50口＝100口限度
（最高保障額1,000万円）

契約の対象とならないもの

・現金、有価証券、貴金属、美術品、食用品、稿本、燃料、自動車、動物、植物、その他これらに類するもの
・営業用の建物のうち、組合員およびその家族の居住専用部分以外の部分
・営業用の商品、材料、器具、設備等
・テント張りの物置と車庫（ビニールシート等を含む）、土留め、擁壁

火災等共済金をお支払いできない主な場合

・火災等に際し、共済の目的たる物が紛失し、または盗難にかかったことによって生じた損害
・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類する物の建物内部への吹込み、浸み込みまたは漏入により生じた損害（雹害によって建物内部またはその開口部が直接破損したため生じた吹込み等の損害を除く）
・土地の沈下、移動または隆起により生じた損害
・建物の欠陥や自然の消耗または劣化により生じた損害
・動物等の巣や習性、植物等により生じた損害

おすすめ加入例

持ち家にお住まいの方

満口加入
をおすすめします！

ポイント 例年、ご請求の90%以上が被害割合10%未満（小被害）に区分されます。満口加入で原状復帰に必要な保障を確保しましょう。

（例）台風で自宅の屋根瓦が飛散した。修理見積金額（原状復帰費用）は50万円。

	建物契約口数	被害割合	火災等共済金限度額	支払火災等共済金	コメント
Aさん	20口	自然災害の10%未満（小被害）1口あたり12,000円に該当	24万円（20口×12,000円）	24万円	あと26万円足りない！
Bさん	300口		360万円（300口×12,000円）	50万円	火災等共済金で修理できた！

被害割合	1口あたりの保障限度額		
	火災	自然災害	その他の災害
70%以上（全焼・全壊）	100,000円	100,000円	12,000円
～	（被害割合に応じて計8段階）		
10%未満（小被害）	30,000円	12,000円	3,600円

●詳細は火災共済事業規約第28条（P139）をご確認ください。

賃貸物件にお住まいの方（単身）

動産20口加入
をおすすめします！

ポイント わずかな掛金で、大切な財産のお守りを準備できます。

掛金（動産20口）

なんと！

〈耐火〉
年間掛金**1,000円**
（鉄筋コンクリート造マンション等）

〈非耐火〉
年間掛金**1,800円**
（木造アパート、軽量鉄骨アパート等）

お支払い例

・雷で室内のテレビの基盤が焼損し修理不能となった。
⇒同等品への買替費用50,000円をお支払い！

（参考）
・「加入口数20口」、「被害原因：雷害」で「被害区分：小被害」の場合、保障限度額は240,000円です。（20口×12,000円）

火災共済　Q＆A

Q1.. 同一の共済目的物件について、火災共済以外の保険（共済）契約があります。被害にあった場合は、双方から重複して共済金（保険金）を受け取れますか？

A1.. 保険法の施行により、損害額以上の保険金・共済金を受け取ることができなくなりました。重複保険で、評価額を超える共済（保険）金額を契約している場合は掛金（保険料）がムダになる可能性がありますので、ご契約の見直しをおすすめします。詳しくは東北電力生協までお気軽にお問い合わせください。

Q2.. 火災共済の掛金は、保険料控除の対象になりますか？

A2.. 保険料控除の対象外です。（火災共済上乗せ地震保険付き火災保険は地震保険料控除の対象となります）

ご加入の皆さまへ　共済金ご請求にあたってのお願い

❶ 被害写真を必ずお撮りください

●被害に遭われたら、必ずスマートフォン等で被害状況を撮影してください。
●修理後（交換後）の写真だけでは、共済金をお支払いすることができません。

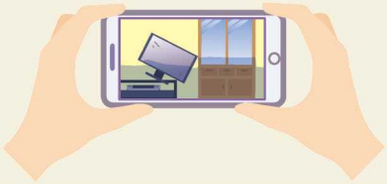

❷ 損害拡大防止にご協力ください

●火災共済は、大型台風の接近など自然災害の発生が予見できる場合、損害拡大の未然防止策を講じていただくことを加入者さまの義務と定めています。［火災共済事業規約第3章第35条］
（例）台風による飛散防止のため、ベランダにある物干し竿やゴミ箱を室内に取り込む

●お取り組み状況により、お支払いできない場合がございます。